

# 保安林に係る許可申請・届出の添付書類について

以下の許可申請及び届出の添付書類について、森林法施行規則に基づく、統一的な運用に見直されます。

- 立木の伐採許可申請（法第34条第1項）
- 立木の伐採許可を要しない場合の伐採届（法第34条第1項第9号）
- 択伐届、間伐届（法第34条の2第1項、法第34条の3第1項）
- 立竹の伐採等の許可申請（以下、作業許可申請という）（法第34条第2項）

添付書類	具体的な内容	代用
森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面 （位置図は原則として縮尺5万分の1、区域図は縮尺500分の1から5,000分の1）	
申請（届出）者の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証等）の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類 法人でない団体：代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類	○
他法令の許認可関係書類 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">該当する場合のみ</span>	立木の伐採や土地の改変に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類 （許認可後の場合は許可書の写しなど）	
土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど申請（届出）者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類 （登記事項証明書については、申請前3か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること）	○
権原関係書類 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">申請（届出）者が土地所有者でない場合</span>	売買契約書など申請（届出）者が立木の伐採や土地の改変について、権原を有することがわかる書類	○
隣接森林との境界関係書類	立木の伐採や土地の改変区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類	○
<p>以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。</p> <p>① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合</p> <p>② 境界杭などにより境界が明らかな場合</p> <p>③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合</p>		
知事が必要と認める書類	作業許可申請については、現況写真、申請地番等明細表、防災施設設計根拠、面積算出根拠、標準断面図等。 ※保安林内作業許可事務通知に定める書類（各地方事務所にお問合せください）	

※代用に○のある書類は森林経営計画の写し（認定証と箇所表）で代用可

◇ **位置図・区域図は、実測が必要か？**

作業許可は実測によるものとします。その他は位置・区域がわかるものであれば実測は必要ありません。

◇ **申請（届出）者について、個人の確認書類はどのようなものが該当するか？**

住民票、運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード（表面）の写しなどが該当します。

◇ **必要な他法令の許認可がわからない場合はどうすればいいか？  
許認可後でなければ、届出は出せないのか？**

対象となる森林には、森林簿が作成されており、立木の伐採や土地の改変をする場合に申請が必要な許認可が整理されています。所有地の森林簿の情報をお持ちでない場合は、県や市町村の林務部局にご確認ください。

なお、他法令の許認可の申請前（または申請中）であっても、その状況を記載した書類を添付することで届出可能です。

◇ **土地の登記事項証明書は入手に手数料がかかるが、どうすればいいか？**

固定資産税納税通知書の写しでも代替可能です。

◇ **口頭契約のため、売買契約書がない場合は、どうすればいいか？**

口頭契約のため書面が存在せず、契約書の添付が難しい場合には、権原を有することとなった経緯を記載した書面の添付をお願いします。

なお、事後のトラブル防止につながりますので、契約書などの書面の作成に努めていただくようお願いします。

◇ **境界関係書類は、隣接森林所有者の署名・捺印などが必要か？**

立木の伐採や土地の改変区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであり、区域を確認した隣接森林者の氏名や確認日時がわかる書類であれば、署名・捺印などは必要ありません。

◇ **隣接森林所有者が不明で境界確認ができない。どうすればいいか？**

隣接森林所有者と連絡がつかないなど特別の事情がある場合には、その状況と立木伐採や土地の改変区域が隣接地にかからないと判断した根拠を記載した書類を添付してください。また、その場合には、隣接地から距離を空けるなど伐採区域を工夫し、誤伐等を防止するための対策を実施してください。

◇ **境界杭などで境界が明らかな場合とはどのような場合か？**

地籍調査済みの場合、又は、造林公社・市町村有林及び県境等の境界杭があり、立木への標示や林相又は地形により境界が明らかな場合が該当します。なお、このような場合は、境界関係書類の添付は必要ありませんが、区域図にその旨が分かるよう記載してください。

<各地方事務所の連絡先> 詳細については、以下にお問い合わせください。

◇ 東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課 電話 0858-72-3826

◇ 中部総合事務所農林局 林業振興課 電話 0858-23-3181

◇ 西部総合事務所農林局 農林業振興課 電話 0859-31-9677

◇ 日野振興センター日野振興局 農林業振興課 電話 0859-72-2021